

# 水力発電設備に関する再発防止対策 行動計画

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	18年度			19年度											
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
<b>意識面(しない風土)の対策</b>																	
1	改定原案を作成し、イントラネットで周知 第一線職場の声をはじめ、社内から広く意見を募集し、修正した原案を企業倫理委員会で審議 新たな行動基準を制定し、公布し、社内説明会を開催(宣誓書署名の周知とあわせて実施) 各職場において、新たな行動基準の理解活動を実施 行動基準の冊子を作成し、配布 行動基準を活用した研修の実施	(実施)総務部 (対象)役員・全社員	原案周知 3/末 原案作成	企業倫理委員会 4/24 意見募集	5/下	行動基準の制定・公布、社内説明会の実施 各職場における理解活動	冊子の作成	8/下	行動基準を活用した研修の実施								
	改定後の行動基準を基に、各種計測データの取り扱いなど具体的な業務における姿勢・心構えを月次ミーティング等の機会に周知・徹底	(実施)工務部 (対象)水力部門	姿勢、心構えの継続的な周知・徹底														
	管理職研修(意識改革・行動リーダー研修)の中で、データの取扱いに関するケースメソッドを実施	(実施)工務部 (対象)水力部門	水力系全職場の管理職を対象に研修を実施														
	今回の水力発電設備の不適切事例を電力流通本部「品質改善システム」に掲載して情報共有を図り、企業倫理研修などに活用	(実施)工務部 (対象)水力部門	不適切事例の掲載 水力系全職場を対象とした企業倫理研修に活用														
2	【仕事の基本の徹底に関するeラーニングの実施】 -1 仕事の基本の徹底に関するeラーニングの作成 -2 全社員がeラーニングを受講 -3 各職場でのグループ討議を実施	(実施)総務部 (対象)全社員	eラーニング作成						8/下 配信	eラーニング受講		グループ討議					
	【技術者倫理に関するeラーニングの実施】 -1 設備部門対象としたeラーニングの作成 -2 設備部門の全社員がeラーニングを受講 -3 各職場でのグループ討議を実施	(実施)総務部 (対象)設備部門	eラーニング作成						8/下 配信	eラーニング受講		グループ討議					
	【社内の技術技能認定制度における技術者倫理研修の導入】 -1 現行認定制度のカリキュラム確認 -2 具体的展開方法の検討(設備部門との協議) -3 研修資料作成 -4 技術技能認定者を対象に研修を実施	(実施)総務部 総合研修センター (対象)設備部門	現行認定制度のカリキュラム確認			5/10	具体的展開方法の検討(設備部門との協議)		研修資料作成		技術技能認定者を対象に研修を実施						
	【管理職に対する研修】 -1 管理職に対する研修を必修化し、各企業倫理担当へ実施を依頼 -2 役割に応じて求められるケース・メソッド等の研修を実施	(実施)総務部 (対象)管理職	3/23 実施依頼	各職場における管理職への研修						10/中	上期分の実績報告						
	【企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発】 -1 本店設備部門による不適切行為を題材にした事例集の作成 -2 店所による不適切行為を題材にした事例集の作成 -3 事例集について関係箇所との調整後、イントラに掲載 -4 各職場において事例集を活用した研修を実施	(実施)総務部 (対象)全社員	作成依頼 4/2	5/下 イントラ掲載		本店設備部門による事例集作成		作成依頼 4/2	6/中 イントラ掲載		事例集を活用した研修の実施						



実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度												
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2 内部監査機能の強化・充実	【再発防止対策の実施状況の確認】 -1 本店各部における実施状況を監査部門が監査 -2 店所・第一線における実施状況を監査部門が監査 -3 再発防止対策の実施状況について、本店各部が自部門の検証を実施 -4 監査結果について、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部会に報告 -5 検証結果を踏まえ再発防止対策の適切な見直しを実施	(実施) 品質・安全監査部  (対象) 全社 (原子力部門除く)	本店各部における実施状況を確認						店所・第一線における実施状況を確認						
	【水力部門における保安監査の充実】 -1 保安監査の具体的実施方法の策定 (河川法についても監査対象とし、社外提出データの適切性も確認) -2 店所への周知、試行、調整を実施 -3 保安監査を実施し、その結果を経営層に報告	(実施) 品質・安全監査部  (対象) 水力部門	具体的実施方法の策定 4/26	店所へ周知、試行、調整					保安監査実施						
	本店、店所の自己評価に基づく今回の再発防止策の実施状況の確認および実効性の評価	(実施) 工務部・各店所 (対象) 水力部門	自己評価による確認およびフォロー												
<b>仕組み面(言い出す仕組み)の対策</b>															
1 業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施	全社大で集中的に業務見直しを行う「業務の点検月間」を設置 本店業務主管部門がテーマを選定し各職場でグループ討議を実施 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し 重大な法令違反等が確認された場合は、速やかに公表	(実施) 再発防止策検討部会  (対象) 全社	具体的実施方法の策定 経営層店所訪問 5/21 テーマ設定 第一線職場で討議 全店周知 5/21 店所討議 本店討議 9/中 リスク管理委員会へ報告 課題事項のフォロー												
2 設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実	【水力部門における不具合管理の仕組みの充実】 -1 既存の不具合管理の仕組みを活用し、不適合事例を水平展開する仕組みを構築 -2 システムへの不適合事例掲載、全店周知し、不具合管理を実施 -3 運用状況を確認し、随時、課題事項をフォロー	(実施) 工務部  (対象) 水力部門	不適合事例を水平展開する仕組みの構築 システムへの不適合事例掲載、全店周知 運用状況の確認 不具合管理 課題事項のフォロー												
3 業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化	【第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化】 -1 本店管理職が第一線職場を訪問しての意見交換 -2 ダム計測管理業務に関する技術的課題や法令等の解釈についてサポート体制を充実 日常の計測管理などで感じた疑義や計測値の分析・評価などに関して気軽に相談できるように本店主管部門の窓口を定め、社内専門家などを活用する仕組みを構築	(実施) 工務部  (対象) 水力部門	社内専門家等を活用するサポート体制の構築 全店周知 店所巡回キャンペーン 課題事項のフォロー												
	【企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底】 -1 イン트라ネットを利用した周知・徹底 -2 宣誓書署名にあわせた周知・徹底 -3 社報による周知・徹底 -4 eラーニングによる周知・徹底 -5 各職場の企業倫理担当への相談体制を充実	(実施) 総務部 (対象) 全社員	周知・徹底方法の策定 5/下 イン트라ネットによる再周知 6/上 宣誓書配布 7/上 社報へ掲載 8/下 eラーニング配信 各企業倫理担当へ依頼 3/23 各職場における取組 6/中 適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備												
	第一線職場毎に監督官庁への情報提供、協議機会の充実を図る 定期報告に係る異常データに関する相談、工事計画の協議を実施	(実施) 工務部 (対象) 水力部門	当該年度の工事計画および定期報告データの計測予定等を報告(国土交通省) 工事に係る法令手続き等について適宜事前相談を実施(国土交通省、経済産業省)												
4 第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化	本店に「法務室」を設置 法律相談受付ラインの整備 法務室が全事業所に赴く「出前法律相談」の実施 法律関係手引書の充実 法務担当者の人材交流の拡大(19年度以降、順次実施)	(実施) 総務部  (対象) 全社、総務部	体制の決定 7/1 「法務室」設置 新法務体制 法律相談受付受付ライン(ヘルプライン)の新設 出前法律相談の実施 法律相談事案の水平展開(法律関係手引書の充実等)												
<b>再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善</b>															
再発防止対策の実施状況の確認、効果の検証、見直しの実施	再発防止対策の実施状況について、本店各部が自部門の検証を実施 監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部会に報告 検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施	(実施) 各部門 品質・安全監査部  (対象) 全社 (原子力部門除く)	評価の具体的な実施方法検討・立案 本店各部の検証 3/下 実施状況の確認 報告												

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画</b>															
2	<b>保安規程の変更命令（電事法第42条第2項）</b>	保安規程の変更命令に基づき、保安規程を変更する。 合わせて、社内規程・マニュアル類の改訂を行う。	水力・火力												
	a. 主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるように独立性を確保し、責任範囲を適切な規模とすること。														
	b. 主任技術者の職務に記録を点検し、その内容を確認することを追加すること。														
	c. 保安教育として、電気事業法等の法令の内容についての理解を深めさせるための教育プログラムを追加する。その際、保安教育の実施について「必要に応じて」、「原則として」といった曖昧な記述を削除し、計画的に実施すること。														
	d. 工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けること。														
3	<b>技術基準適合命令（電事法第40条）</b> 技術基準を満たしておらず、使用を停止し、技術基準に適合するよう改造すること。（小武川第三発電所上流沢川ダム）	設備改修計画を策定し、工事を実施する	水力												
4	<b>電力会社の再発防止対策の策定</b> 再発防止対策を具体的に実現していくため、時間軸の入った行動計画を策定し、説明責任を明確化し、情報公開に取り組む。	再発防止対策を具体的に実現していくために、行動計画を策定。 実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報公開に向けた取り組みの実施。	全部門共通												
21	<b>水力・火力分野における立入検査の実施（電事法第107条）</b> 技術基準の適合状況の確認の観点から立入検査を実施する 49水力発電所、東扇島2号機、広野火力1号機	立入検査を受検する。	水力・火力												
22	<b>電事法に基づく保安規程の記載内容の充実</b> 電事法施行規則を改正し、適切に保安規程の内容を変更。 ( ) 法令要求事項を明確化し、業務遂行上、確実に満足するよう改善すること。 ( ) 文書及び記録が適切に作成、変更され、保存されるよう改善すること。 ( ) 文書及び記録の作成、変更に対して、内容を適切に審査承認する仕組みとするよう改善すること。 ( ) 保安活動が保安規程に基づき実施されることを確実にするよう、監視・監査するよう改善すること。 ( ) 定期的に保安活動の実施状況を踏まえ、必要に応じ、保安規程を改定する仕組みとするよう改善すること。 ( ) 外部から、物資等を調達する場合、調達内容に応じて調達内容が確実に管理される仕組みを構築するよう改善すること。 ( ) 上記の改善が適切に行うことができるよう保安組織を構築、運営するよう改善すること。	電事法施行規則の改正に対応し、保安規程を変更する。 合わせて、社内規程・マニュアル類の改訂を行う。	水力・火力												
23	<b>法令技術に対する確実な教育訓練の徹底（水力・火力）</b> 必要な法令と技術の双方の観点から、確実な訓練を徹底する。		水力・火力												
24	<b>電気主任技術者等の役割の強化（水力・火力）</b> 電気主任技術者等の独立性を確保、責任と権限を持たせる。		水力・火力												
25	<b>火力、水力分野に係る規格基準の見直し</b> ・安全規制に関する規格・基準について最新知見を適宜反映し、実状を踏まえた、分かりやすく、使いやすいものに見直ししていく。 ・特に、発電用水力設備に係る技術基準については、河川法との整合化を図る。		水力・火力												

